

事務局説明資料

(決済をめぐる状況と決済に関連する制度の概要)

平成26年10月9日

金融庁総務企画局

決済業務等の高度化に関する検討について

背景 <決済をめぐる近年の環境変化と新たな展開>

- ICT(情報通信技術)の急速な発展など、近年、決済をめぐる環境は大きく変化。電子商取引の増大などに伴い、決済高度化の要請が急速に高まっている。
- こうした中、新たな決済サービスが登場しており、また、決済サービスの担い手も多様化している。決済の高度化等は、技術革新等に伴って、今後さらに加速する見込み。
- このような中にあるのは、創意工夫を活かした決済ビジネスの展開や決済高度化に向けた共通基盤の整備、また、アジアを含めた決済に関するグローバル戦略などが重要な課題。

決済業務等の高度化に向けて、将来的な決済や決済に関連する金融業務全般のあり方、そうした決済高度化を支えるために必要な基盤整備等について多角的に検討

新しい決済サービスの発展と課題

決済ビジネスの発展の方向性、我が国の競争性の確保に向けた戦略

決済高度化に向けた多様なプレイヤーの連携・協働の可能性

システムの安定性など決済機能を提供する上での要請や、決済機能の更なる高度化に向けた共通の基盤整備
など

銀行等の事業戦略と今後の展開

銀行に求められる中核的な機能とそれに加えて独自に展開される決済ビジネスの基盤整備

銀行間又は銀行と金融機関以外の様々な業種の間での連携・協働の可能性と課題

電子記録債権機関の連携を含めた電子記録債権の更なる普及に向けた課題
など

決済のアジア・グローバル戦略

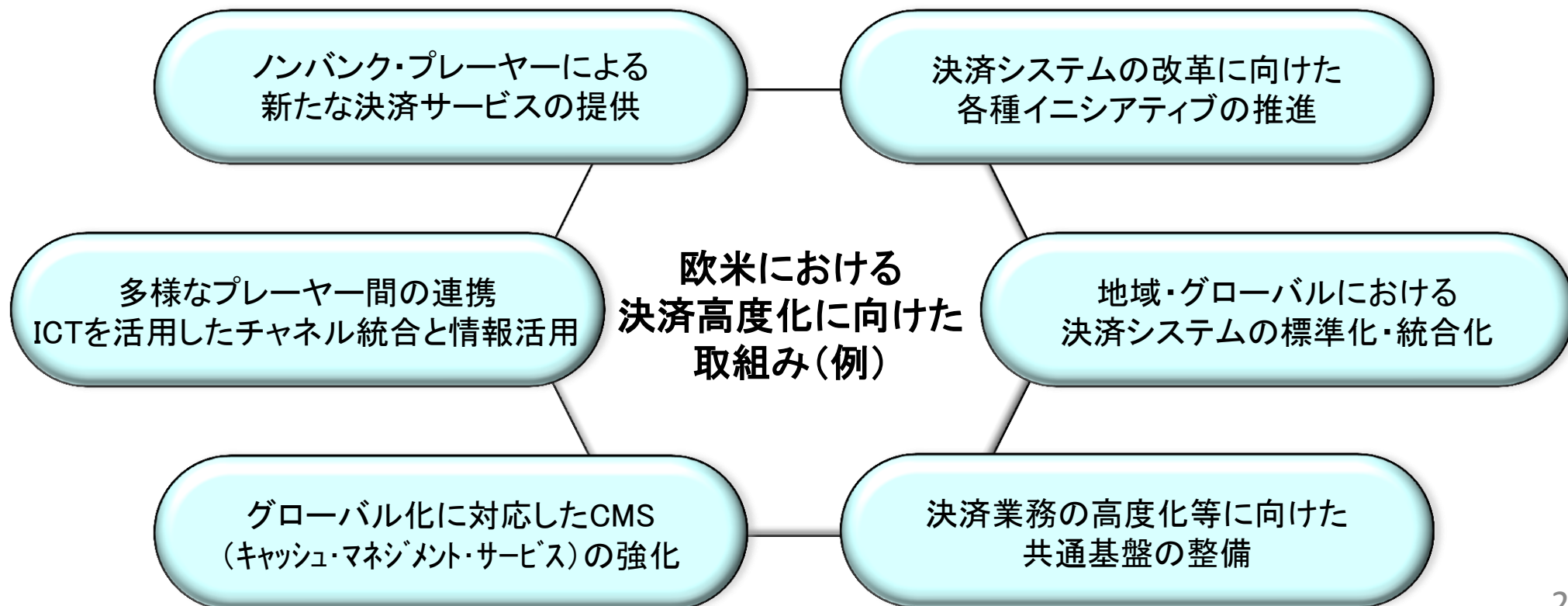
アジアを中心とした電子決済の標準化等の動きの中で、アジアにおける共通の決済枠組み構築への戦略的関与

“でんさい”や、地域レベルの決済システムなど、我が国の決済関連システムのインフラ輸出等に向けた戦略

CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)など、海外展開を行う本邦企業のバックアップ機能の強化に向けた課題
など

決済高度化に向けたグローバルな潮流(欧米)

- 決済システムの高度化を経済戦略上の主要課題と位置付け、決済の「リアルタイム化」や「ユビキタス化」(いつでも、どこでも)、「安全性の確保」、「安価でタイムリーなクロスボーダー決済システムの構築」など、今後10年間の主要アジェンダを特定し、改革を推進(米国(FRB))。
- 効率的な決済がEUの競争力と成長の鍵と位置付け、欧州域内の決済システムの統合を推進。今後、統合された決済システムのリアルタイム化等を目指すことを将来的な課題として提示(欧州(ECB))。

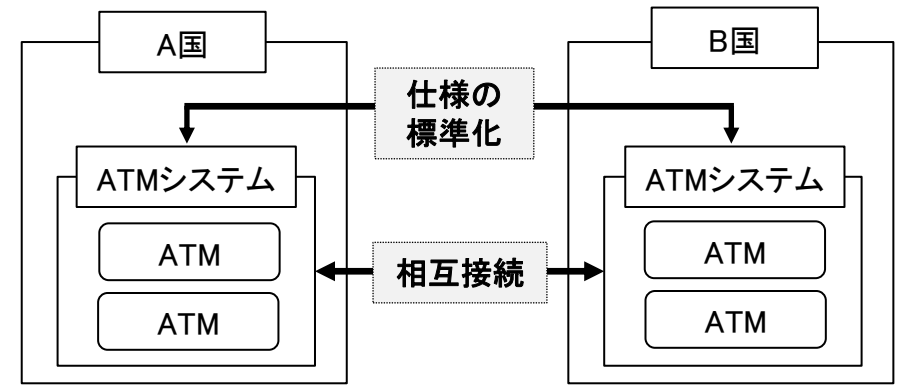


決済高度化に向けたグローバルな潮流(アジア)

決済をテーマとした地域統合に向けた動き(APN)

○ APN (Asian Payment Network)

- ・アジア独自の地域共通のリテール決済ネットワークの確立を目指し、2006年にASEAN主要国の中央銀行主導で設立
- ・各国の決済インフラ業者が参加し、各国のATM等システムの標準化や相互接続を推進
- ・2010年以降、ASEAN以外の韓国(韓国金融決済院;韓国銀行一部出資)や中国(銀聯;中国人民銀行が主導で設立)等も参加
- ・日本からは、本年1月から 民間事業者が参加



対象国

シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム
日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド

(参考) 決済に係るアジア諸国に対する金融協力の状況

ミャンマー

- ・本年1月、ミャンマー財務省との覚書に署名
- ・現在、決済システムも含めた具体的な協力についてミャンマー中央銀行と協議中

タイ

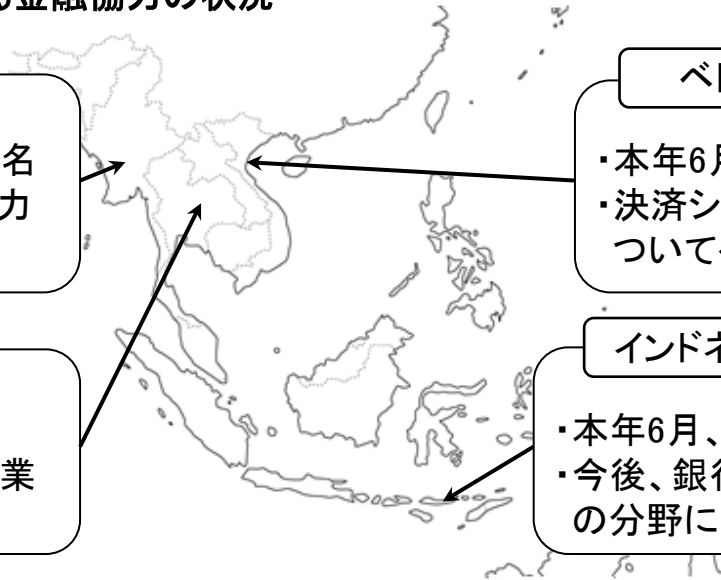
- ・本年5月、タイ中央銀行との覚書に署名
- ・現在、決済関連システムも含めた中小企業金融の円滑化等について意見交換中

ベトナム

- ・本年6月、ベトナム国家銀行との覚書に署名
- ・決済システムも含めた具体的な協力方法についてベトナム国家銀行と意見交換を開始

インドネシア

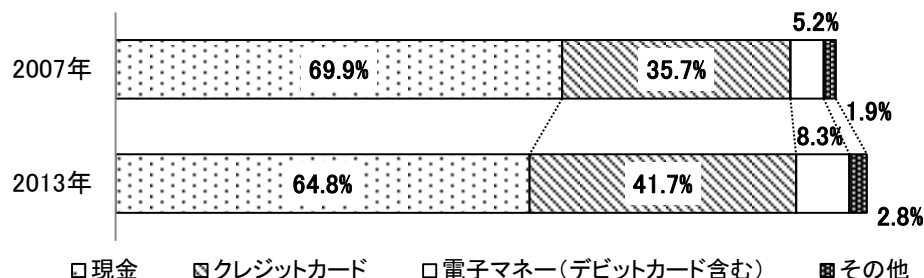
- ・本年6月、インドネシア金融庁との覚書に署名
- ・今後、銀行、資本市場、保険及びノンバンク等の分野に関する協力を行う予定



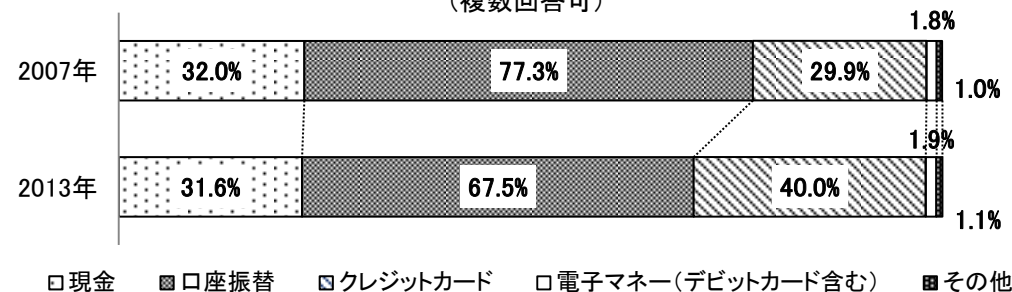
決済をめぐる最近の展開1(電子商取引・電子決済)

家計における決済手段の変化

日常的な支払(買い物等)の主な決済手段
(複数回答可)

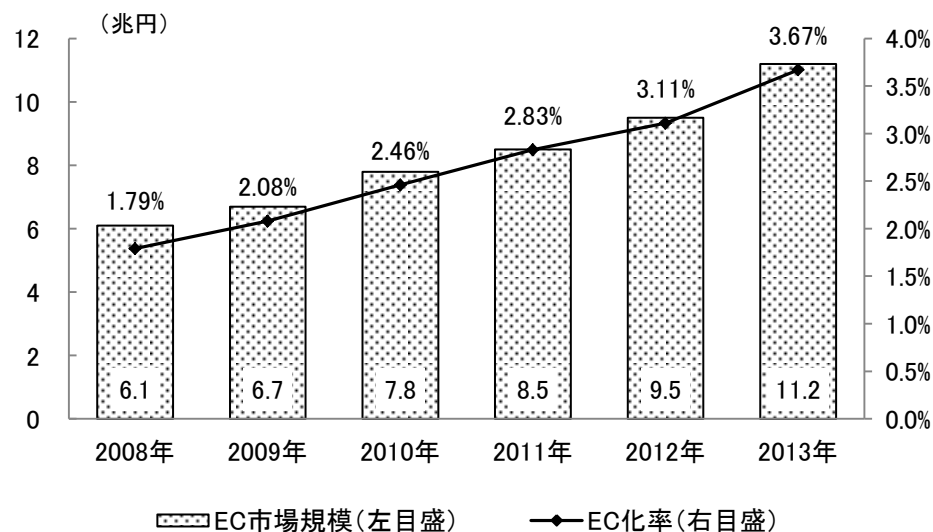


定期的な支払(公共料金等)の主な決済手段
(複数回答可)



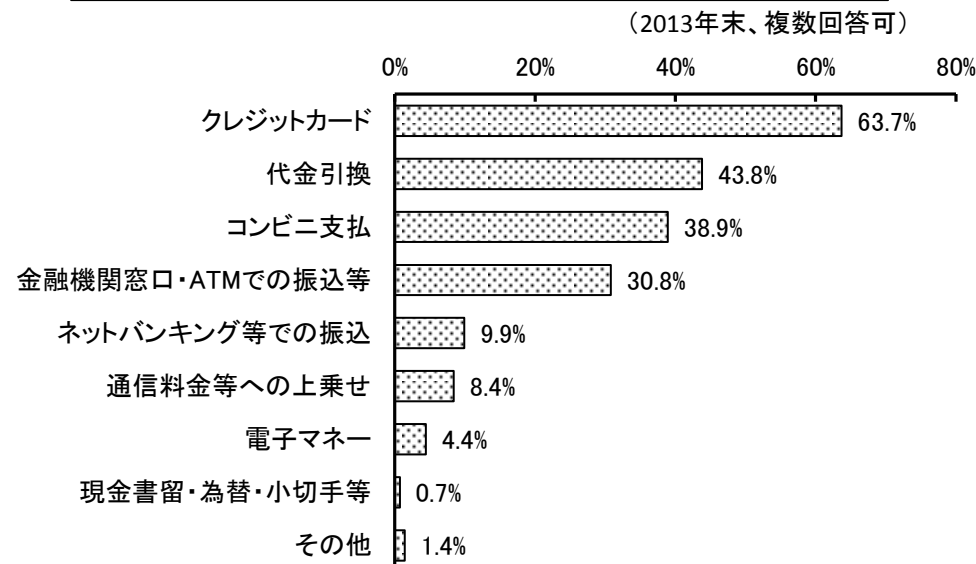
(出所)金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」を基に作成

BtoC-EC(電子商取引)の市場規模



(注)「EC化率」とは、全ての商取引市場規模に対するEC市場規模の割合。
(出所)経済産業省「平成25年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」

インターネットにおける決済手段



(出所)総務省「平成25年通信利用動向調査」を基に作成

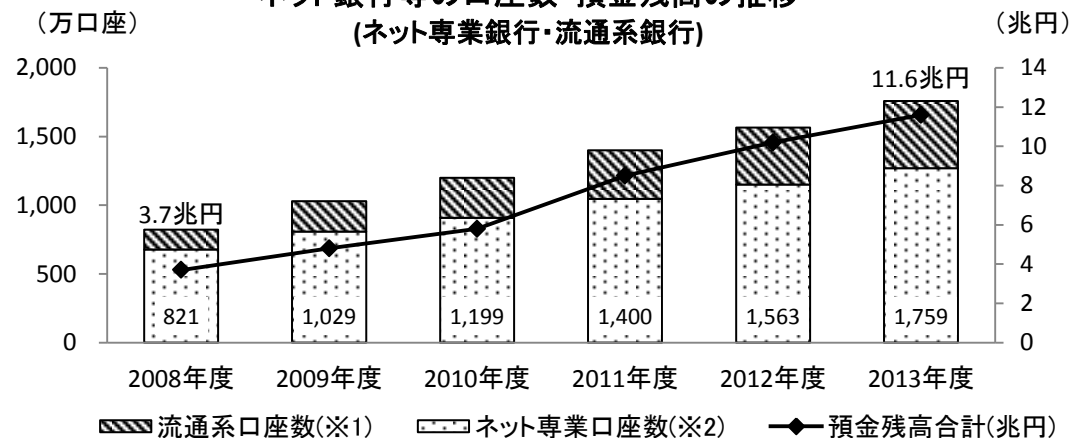
決済をめぐる最近の展開2(新たな決済サービス)

ICTの発展等を背景とした多様な決済関連サービスの展開

銀行

- 銀行による多様なサービスの登場・普及
 - － 国内決済ソリューションの強化
 - － インターネットバンキング・モバイルバンキング
 - － 国際ブランド付きデビットカード
- 金融サービス業への異業種からの参入
 - － 流通系事業との連携(テナント向け融資等)
 - － 電子商取引市場との連携(売上金振込口座の指定等)

ネット銀行等の口座数・預金残高の推移
(ネット専門銀行・流通系銀行)



(※1) イオン銀行、セブン銀行

(※2) じぶん銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、大和ネクスト銀行、楽天銀行
(出所) 各社HP公表資料(年次報告書等)を基に作成

クレジットカード

- 年間取扱額(クレジットカードショッピング)
 - 2009年 約44.3兆円
 - 2012年 約53.3兆円(約1.2倍)
- 会員数(クレジットカード上位4社(※))
 - 約1.7億人(2013年3月末)

※ JCBグループ、VJA(三井住友)グループ、三菱UFJニコスグループ、クレディセゾン
- クレジットカード・サービスへの多様なプレーヤーの参画(決済代行業者等)

(出所) 日本クレジット協会「日本の消費者信用統計 平成25年版」、同HP「消費者信用実態調査(平成25年)」、月刊消費者信用(2013年9月)

プリペイドカード・資金移動業

- プリペイドカード年間発行額
 - 2009年度 約13.2兆円
 - 2013年度 約22.1兆円(約1.7倍)
- 主要5電子マネー(※)
 - 発行枚数 約2億枚
 - 利用可能拠点 約82万ヶ所
 - (いずれも2013年7月末)

※ 楽天Edy、PASMO、Suica、nanaco、WAON
- 資金移動業取扱高
 - 2010年度 約140億円
 - 2013年度 約3300億円(約24倍)

(出所) 日本資金決済業協会HP、月刊消費者信用(2013年9月)

その他

- 収納代行取扱高(コンビニ大手3社)
 - 約7.8兆円(2013年度)
- 代金引換取扱個数(宅配大手2社)
 - 約2.5億個(2013年度)
- 多様なサービスの登場
 - 回収代行、振込代行、口座振替代行、エスクローサービス 等
- ポイント発行高(11業界・主要企業)
 - 約8,700億円(2012年度)

(出所) セブン&アイホールディングス、ファミリーマート、ローソン、SGホールディングス、ヤマトホールディングス 各社HP公表資料(年次報告書等)、野村総合研究所ニュースリリース(2014年5月16日)

決済をめぐる最近の展開3 (ICTや商流の活用)

ICTを活用した革新的サービスと様々なビジネス・モデル

○ 小型クレジットカード決済端末(ドングル)



(出所)スクエアHP、コインニーHP

○ 「顔パス」決済



(出所)ペイパルHP

○ 国際ブランド付き デビットカード・プリペイドカード



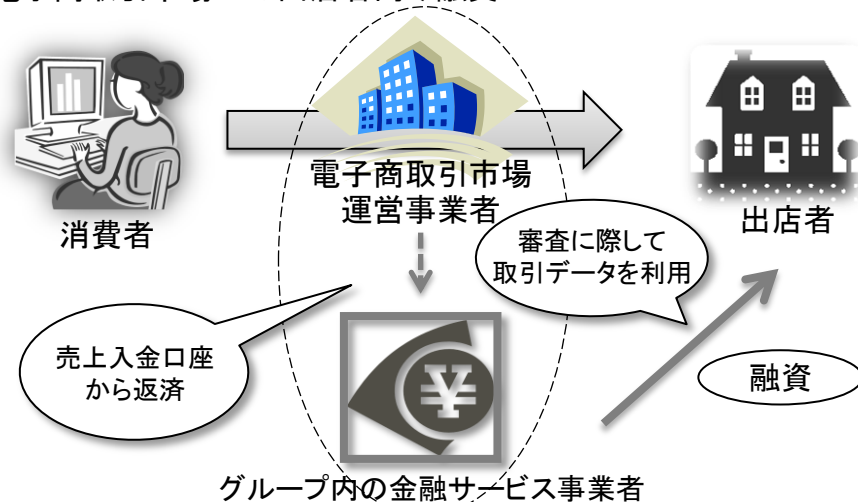
(出所)KDDI HP、
ビザ・ワールドワイド・ジャパンHP

○ ソーシャルネットワークサービスを利用した送金



(出所)楽天銀行HP

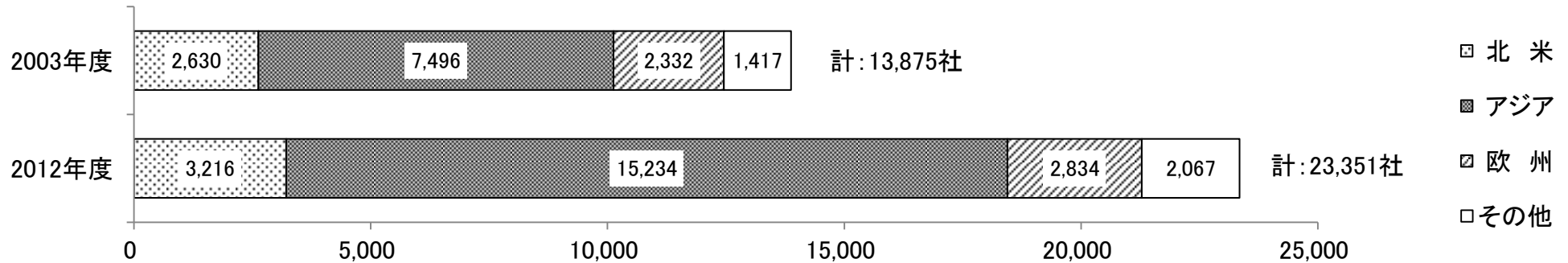
○ 電子商取引市場への出店者向け融資



決済をめぐる最近の展開4(日本企業のサプライチェーンの拡大・深化とCMS)

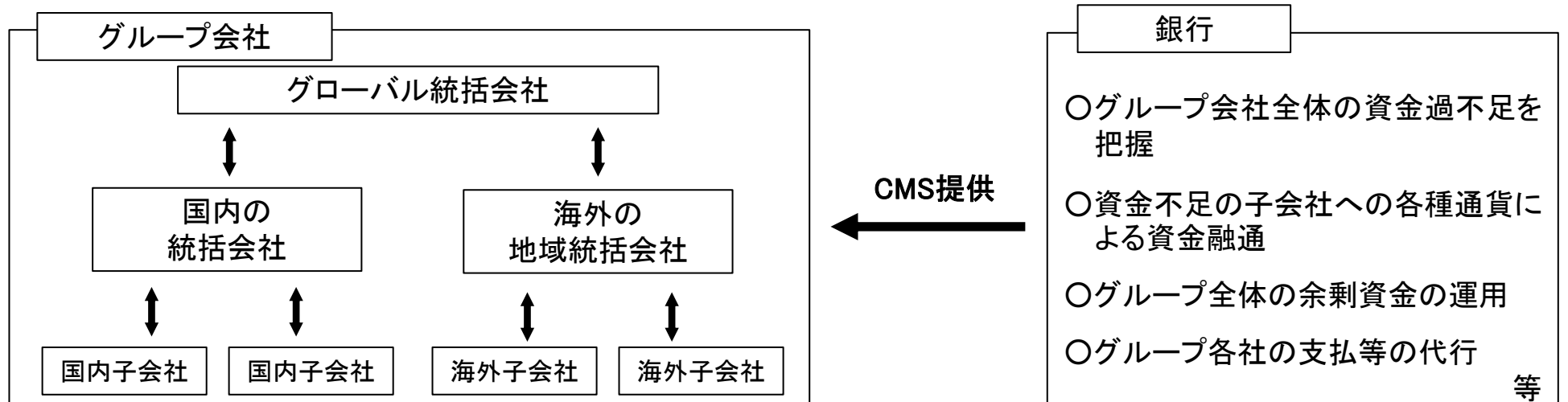
日本企業のサプライチェーンの拡大・深化

○海外現地法人数は10年で1.7倍に増加、特にアジアは2倍超に伸長



(出所)経済産業省「第43回海外事業活動基本調査結果概要確報」を基に作成

CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)



⇒ クロスボーダーでの効率的なCMSのニーズ

決済をめぐる最近の展開5(電子記録債権の導入と利用状況)

制度の概要

- 既存の指名債権・手形債権等とは異なる新たな金銭債権として、電子債権記録機関の記録原簿に記録することにより発生・譲渡等が行われる電子記録債権制度を整備。
- 紙の手形から電子手形への切り替えを可能とすることにより、リスクや負担を軽減。また、売掛金の流動化を通じた産業金融の高度化の推進等を目的とするもの。

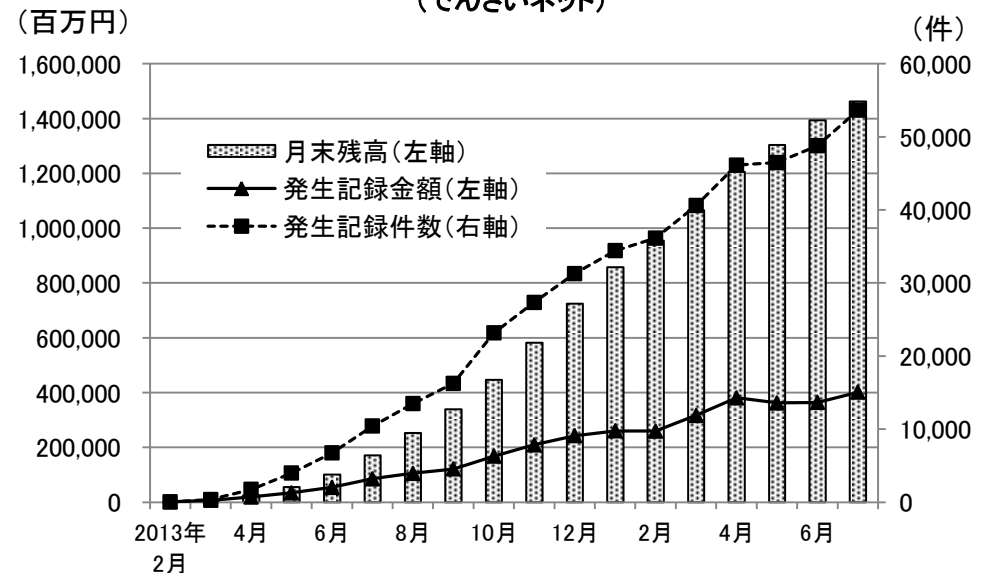
(参考)運用開始の経緯等

2007年 6月	電子記録債権法、成立・公布
2008年12月	電子記録債権法、施行
2009年 8月	三菱東京UFJ銀行がサービス提供開始
2010年 7月	三井住友銀行がサービス提供開始
2010年10月	みずほ銀行がサービス提供開始
2013年 2月	でんさいネット(全銀協)がサービス提供開始

電子記録債権の利用状況

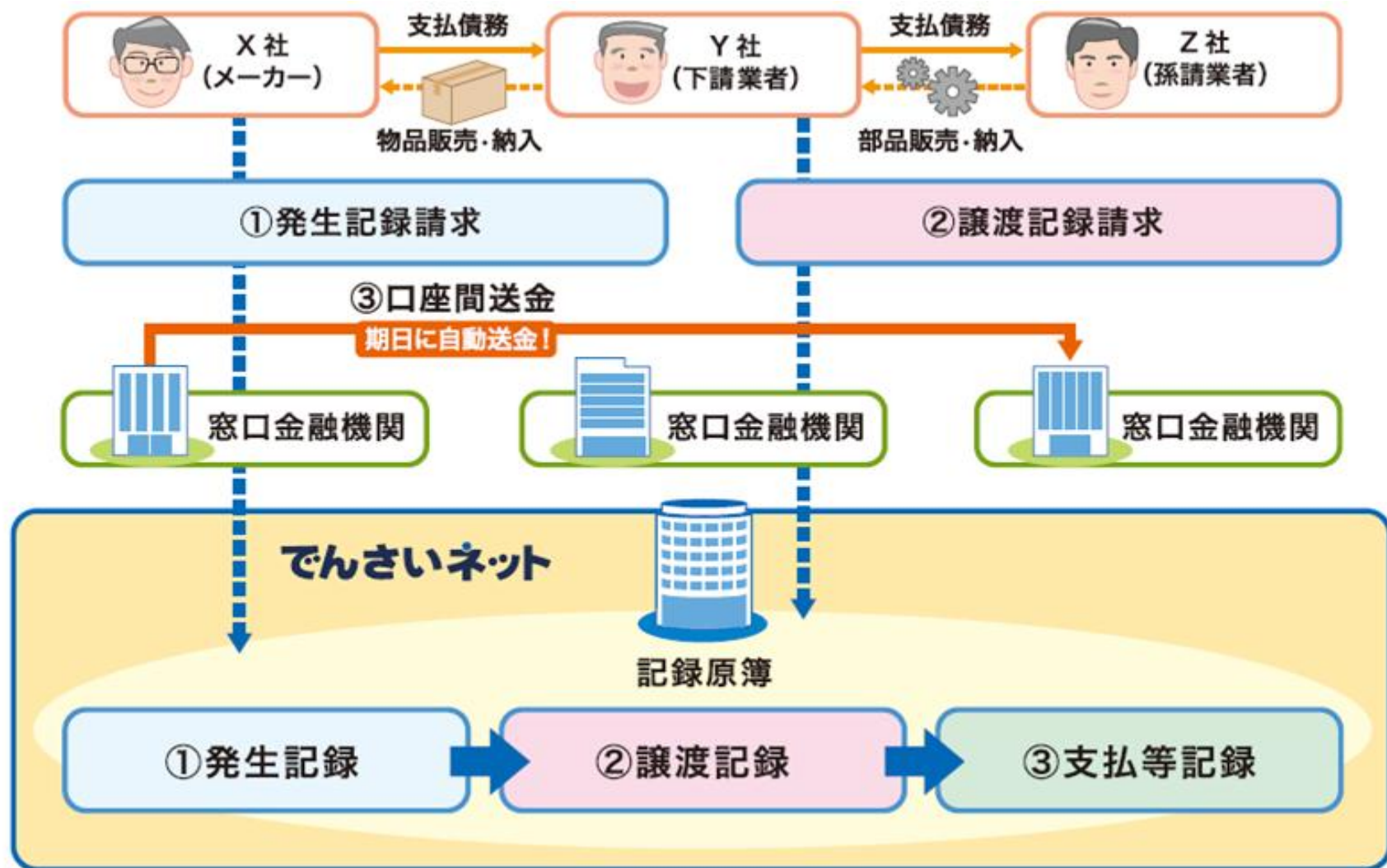
- 3メガバンクは各行独自のシステム、でんさいネットは全銀協のシステムを利用。メガバンクの電子債権記録機関がでんさいネットに先行して設立された。メガバンクの電子記録債権利用者が多数を占める傾向。
- でんさいネットの利用者登録は約38万件まで順調に拡大。他方、発生記録請求件数は今年末までに毎月10万件を目標としているものの、足下では約5万件と低迷。

発生記録請求件数等の推移
(でんさいネット)



(出所) でんさいネットHP「でんさいネット請求等取扱高」基に作成(2014年7月現在)

でんさいネットの取引イメージ



(出所)でんさいネットHP

決済システムのリスク管理の要請

主要行等及び 中小・地域金融機関

- 高機能、大量処理、大規模で、構成が複雑、障害があれば我が国経済全体、金融システム全体にも極めて大きな影響のおそれ
- 安全かつ安定的な稼動が決済システム及び銀行に対する信頼性確保の大前提であり、特に的確に対応する必要

電子債権 記録機関

- ネットワーク化の拡大に伴い不正アクセス等のリスク。システムの安全・安定的な稼動は機関と電子債権記録業に対する信頼性確保の大前提

清算・振替 機関等

- 清算機関のシステムは市場基盤そのものであり、その障害は金融システム全体に影響するおそれ。堅牢な管理が重要

前払式支払 手段発行者

- 利用者や発行者が損失を被るリスク。特に、ICカード型等は利用者により多大な損害のおそれがあり、特に管理を適切に行う必要

資金移動 業者

- 高度・複雑な情報システムを有し、不正アクセス等のリスク。システムの安全・安定的な稼動は資金移動業に対する信頼性確保の大前提

システムリスクに対する認識、システムリスク管理態勢、データ管理態勢等

システムリスク評価、安全対策、システム企画・開発・運用管理

システム監査、外部委託管理

コンティンジェンシープラン、障害発生時の対応

システム統合・更改等のリスク管理

ATMや金融機関相互の
ネットワークのセキュリティ

インターネットバンキング
のリスク管理

(出所) 主要行等向けの総合的な監督指針(平成26年7月)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(平成26年7月)、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(平成26年6月)、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)(平成25年7月)

(参考) 決済業務等の高度化に関する主な提言等

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

- アジアに進出する日系企業等に向け現地通貨の安定的な調達や円滑な資金決済を確保するため、日本国債を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進、民間事業者によるアジア域内のATM相互接続等を進める。
- 日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報(EDI情報)の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。日本銀行としても、これらを含め、我が国決済サービスの高度化を図っていく。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。

金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(金融・資本市場活性化有識者会合、平成26年6月12日公表)

- アジア諸国と我が国の一体的な経済成長をサポートする観点からは、地域としての金融・市場機能の向上を図ることが不可欠と考えられる。このため、アジア諸国との連携・協力の緊密化を通じて、各国の金融・市場インフラ整備を支援することが求められている。(中略)アジア地域全体の金融・市場機能を強化する上では、我が国がこれまで培ってきた市場インフラや決済システム、金融検査・監督行政の知見を有効に活用することが期待されるが、同時に我が国自身の金融市場の市場機能及び決済機能の高度化・国際標準化を図ること等により、グローバルベースでの効率的な資金決済環境の改善に向け、我が国が積極的な役割を担っていくことが期待される。
- アジア諸国における本邦企業の事業展開を更に後押しするため、海外との資金・債券の取引・決済の円滑化および機能高度化に向けて取り組んでいくとともに、我が国自身の資金決済についても機能の高度化を図る。

- 決済業務の高度化に伴う国際的な協調、非常に重要なことだと思いますので、ぜひやって頂きたいと思います。金融技術もどんどん発展していることもありますし、経済統合、実物的な経済統合もすごい勢いで進んでいるわりには、やはり金融の統合というのは遅れがちだ。特にアジアの地域に関しては統合が遅れているということはかつてから伝えられていますので、ぜひ日本で遅れないようにやって頂ければと思います。

- アジアの金融統合に関しては、以前から日本を主導としてやっていた面もあるんですけども、なかなかうまくいっていないという。ぜひ日本が主導する形でこういうシステムの設計とかもできるような形の工夫をしていただければと思います。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

3～22（略）

（営業の免許）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2～5（略）

（業務の範囲）

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一～十九（略）

3～10（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行

二の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）

三～十四（略）

2～11（略）

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

一の二 資金移動専門会社

二～十二 (略)

2～9 (略)

○ 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引(少額の取引として政令で定めるものに限る。)を業として営むことをいう。

3 この法律において「資金移動業者」とは、第三十七条の登録を受けた者をいう。

4 (略)

5 この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

6 この法律において「資金清算機関」とは、第六十四条第一項の免許を受けた者をいう。

7～12 (略)

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物(以下この章において「証票等」という。)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。)により記録される金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。)に应ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される金額に应ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。)であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者(次号において「発行者等」という。)から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に应ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に应ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。)であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2・3（略）

4 この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において「密接関係者」という。）を含む。以下この項において同じ。）から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。

5 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。

6 この章において「自家型発行者」とは、第五条第一項の届出書を提出した者（第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であつて、第二十条第一項の規定による払戻しを完了した者を除く。）をいう。

7 この章において「第三者型発行者」とは、第七条の登録を受けた法人をいう。

8（略）

（自家型発行者の届出）

第五条 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなったときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

一～十（略）

2・3（略）

（第三者型発行者の登録）

第七条 第三者型前払式支払手段の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。

（資金移動業者の登録）

第三十七条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

（資金清算機関の免許等）

第六十四条 資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行ってはならない。

2（略）

○ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録（以下単に「電子記録」という。）を要件とする金銭債権をいう。

2 この法律において「電子債権記録機関」とは、第五十一条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3～9 （略）

（電子記録の方法）

第三条 電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによって行う。

（電子記録債権の発生）

第十五条 電子記録債権（保証記録に係るもの及び電子記録保証をした者（以下「電子記録保証人」という。）が第三十五条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により取得する電子記録債権（以下「特別求償権」という。）を除く。次条において同じ。）は、発生記録をすることによって生ずる。

（電子記録債権の譲渡）

第十七条 電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ、その効力を生じない。

（電子債権記録業を営む者の指定）

第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。

一～七 （略）

2 （略）

（電子債権記録機関の業務）

第五十六条 電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行うものとする。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行

二～二十九（略）

三十 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者

三十一～三十三（略）

三十四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関

三十五～三十七（略）

三十八 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者

三十九～四十六（略）

3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第三十八号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

(取引時確認等)

第四条 特定事業者(第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者(第十一条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四項の規定による確認(ロにおいて「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等(第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。)になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの(以下この号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

(取引記録等の作成義務等)

第七条 特定事業者(次項に規定する特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2・3 (略)

(疑わしい取引の届出等)

第八条 特定事業者(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者を除く。)は、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2～4 (略)

別表 (第四条関係) (抄)

第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。)の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十八号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引